

平成15年度の状況と論点について

1. 状況

- 平成15年12月に、一般の方々から、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種を医療機関に断られた、予防接種できる医療機関はどこか等の問い合わせが厚生労働省に寄せられた。
- 都道府県に対し、管内の医療機関や卸売販売業者の在庫状況の調査を依頼したが、調査開始が遅い、調査に長時間かかる又は一部の医療機関等の調査しか行わない都道府県が見受けられた。
- 都道府県に対し、管内におけるワクチンの融通を行うよう依頼したが、ワクチンの融通を行わず、在庫のある医療機関の紹介のみを行う都道府県が一部に見受けられた。
- 平成15年12月には、都道府県を通じて、医療機関等に本年2月以降、返品を行わず、それまでにワクチンの融通に協力するよう求めたが、1月26日から30日の5日間に医療機関から卸売販売業者に返品されたワクチン量を集計したところ、80,984本の返品があった。4月30日時点で137,447本（1 mL 製剤換算、以下同じ）の返品があり、未使用ワクチンは182,313本となり、約1.2%のワクチンが偏在していた。

2. 論点

- 都道府県ごとに、地域住民からの問い合わせに適切に応じる体制及び短期間に在庫状況を調査する体制並びにワクチン偏在が発生した場合、ワクチンを円滑に融通する体制の確保が必要ではないか。
 - 平成15年10月1日付通知により、これらを都道府県に依頼したが必ずしも十分ではない。これらを効果的に行う方策を検討する必要があると思われる。
- 返品問題については、国会においても、とり上げられた。
医療機関に対し、ワクチンの注文を適切に行うよう、さらに返品による弊害について理解を促す必要があるのではないか。
 - 国公立病院も含め、関係医療機関の理解を求める必要があると思われる。
- ワクチンの販売方法について、均等に必要な医療機関に配布できるよう工夫する必要があるのではないか。
 - 初回注文は、前年度使用実績及び生産量を踏まえて行うよう、卸売販売業者等関係者に対し理解を求める必要があると思われる。